

流山市 幼稚園・保育園の NAV

0

0



幼児教育・保育の無償化とは?



対象施設を利用する、3歳児クラスから5歳児クラ スの子ども、または非課税世帯の0歳児クラスから 2歳児クラスの子どもたちの利用料を無償化するこ とです。

無償化を受けるためには、施設の利用前に市から 「認定」を受けることが必要です。(*1)

利用する施設・サービスや、ご家庭の状況により、 利用条件、お手続き、無償化の受け方、上限金額等 が異なります。

就学前障がい児の支援等、企業主導型保育施設(従業員枠) を利用する場合、上記の「認定」は申請不要です。

・無償化の概要

市ホームページ ページID 1022002



無償化を受けるまでの流れ

- (1) 無償化対象施設かチェック
- (2) 利用希望の施設で無償化を受けることが できる条件をチェック
- (3) 市に認定を申請
- (4)市から認定を受ける
 - 施設・サービスを利用 (5)
 - (6) (必要な場合)市に利用料の請求

流山市内の無償化対象施設



無償化の対象施設かどうかは、施設が所在する自治 体のホームページ等で確認できます。

流山市内の無償化対象施設

市ホームページ ページID:1037246



無償化 早わかり チャート

4月1日時点の年齢は? Start

0~2歳

なし

就労など保育の必要性は?

あり

なし

世帯の課税状況は? 幼稚園への入園予定は?*2

非課税

見開きページ $[B \cdot C \cdot D \cdot E]$ のいずれか が無償化の対象

あり 見開きページ [A]

無償化の対象外です。

*2 認定こども園の幼稚園部分を含みます。 各幼稚園の入園できる時期に合わせて、満3歳児クラス から無償化の対象です。「プレスクール」は含みません。

3~5歳

就労など保育の必要性は?

あり

見開きページ $[B \cdot C \cdot D \cdot E]$ のいずれか が無償化の対象

なし

見開きページ

が無償化の対象



保育の必要性 要件

- ●就労・就学 (月64時間以上)
- ●妊娠・出産
- ●介護・看護
- ●災害復旧
- ●疾病・障害
- ●求職活動
- その他類似の状況

見開きページへつづく 📫



アイコンの説明



認定の種類



無償化の受け方



(3) 無償化対象額



4 特徴



幼稚園



未移行幼稚園(私学助成園) 保育の必要性なしのご家庭



施設等利用給付 1号認定(新1号)



現物給付(市から園に直接支払うため、 月額上限を超える額のみ園へお支払い。)



月額上限 ¥25,700(教育時間 部分)



- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換 算し③の範囲で無償化の対象。
- ・プレスクール、給食代、バス代などは 無償化の対象外。



新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) 保育の必要性なしのご家庭



教育・保育給付 1号認定(旧1号)



現物給付(保育料は園への支払いなし)



月額の利用料(教育時間 部分)



- ・流山市内の新制度幼稚園は公立幼稚園 1園、私立幼稚園1園(神愛幼稚園)。
- ・プレスクール、給食代、バス代などは 無償化の対象外。

【A】 無償化ゾーン

教育時間 部分

預かり保育 部分

【B】 無償化ゾーン

実費負担 分



幼稚園(新制度園・未移行園) 認定こども園(幼稚園部分)

保育の必要性ありのご家庭



Q:新2号認定を受けると 幼稚園と認可外保育施設の両方 が無償化の対象になるの?



施設等利用給付 2号認定(新2号) または 3号認定(非課税世帯のみ)



償還払い(園に預かり保育料を支払い、 後日市に請求する。請求は4ページ参照。)



11,300円 (新2号認定) 月額上限 月額上限 16,300円 (新3号認定)



- ・原則として、在籍園の預かり保育事業を 利用した場合に無償化の対象となる。
- ・1ページの「保育の必要性 要件」に 当てはまるご家庭が対象。
- ・1日あたり¥450×日数

A: 在籍している園が 「教育時間を含む平日の預かり 保育の提供時間数が8時間未満又 は開所日数200日未満」の場合

- · 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- ・ファミリーサポートセンター
- 病児保育事業

も無償化の対象になります。 この場合も左の③が 月の上限額です。





保育園



アイコンの説明



🥶 ① 認定の種類



無償化の受け方



無償化対象額



特徴



認可外保育施設

(企業主導型保育施設以外)



企業主導型保育施設

(地域枠利用)





施設等利用給付 2号認定(新2号) または 3号認定(非課税世帯のみ)



償還払い(園に利用料を支払い、後日市に 請求する。請求は4ページ参照。)



③ 月額上限 37,000円(新2号認定) 月額上限 42,000円 (新3号認定)



- ④・認定を受けなくても施設の利用は可能。
 - 【C】の場合、①の認定を受けて利用すると、 一時預かり ファミリーサポートセンター 病児保育

も③の範囲内で無償化の対象となる。



教育・保育給付 2号認定(旧2号) または 3号認定(旧3号)*3



現物給付(③は園への支払いなし)



標準的な利用料



0

0

0

0

- ・地域枠の利用で、無償化の対象となる ためには市の認定が必要。
- ・認定を受けなくても施設の利用が可能 かどうかは施設に確認。





認可保育施設





● ● 入園の申込み先 ● ●

- · 幼稚園 · 認可外保育施設
- ・認定こども園(幼稚園)

園に直接、入園の申込み

入園資格・受付期間など手続き 全般が園によって異なります。

・認可保育施設 → 市に入園の申込み

入所審査後、市から 結果通知が届きます。



教育・保育給付 2号認定(旧2号) または 3号認定(旧3号)*3



現物給付(③は園への支払いなし)



利用料



- 【E】は入所「兼」認定申請のため、 認定のみの申請は不要。3歳児クラス に進級すると利用料が無償となる。
 - ・認定を受けていないと在籍できない。
- 旧3号認定を受けている非課税世帯は、 無償化の対象となる。

詳しくは市のホームページをチェック!

・認可外保育施設

・流山市保育園MAP

ページID: 1001175





・認可保育施設の申込み

ページID: 1043136





幼児教育・保育の無償化の 対象となるために必要な認定



【無償化の認定とは】

無償化を受けるために必要な認定は2種類あり、在 籍(利用)施設等により異なります。(前頁見開きを ご参照ください。)

いずれの認定も1号は保育の必要性なし、2号・3 号は保育の必要性ありの世帯を対象としています。

新規で認定を受けたい場合や、申請内容に変更が生 じた場合、前月の18日までに保育課へ届くよう所定 の届出をご提出ください。

【 保育の必要性の要件 一例 】 2号・3号認定

保育の要件	保育の必要性の要件に該当する方	4
就労	常態として月64時間以上就労中の方。	
妊娠・出産	出産予定月の前2か月と後2か月の合計5か月間に該当する方。	
疾病・障がい	疾病や負傷中で、子どもの家庭保育に あたれない方。	
看護・介護	同居の親族で疾病又は障がいを有する 方を長期にわたり常時介護している方。	
求職活動	就労の要件を満たす仕事を探している (または内定中の)方、最大3か月間。	
就学	就労するために常態として月64時間 以上就学している方。	(

認定の新規申請 認定変更について

市のホームページをチェック!

·旧1号認定

ページID 1028655



・旧2号、3号認定

ページID 1001174



3号認定 新1号、2号、

> ページID 1023713





施設等利用費の請求

新2号又は新3号認定を受け、幼稚園預かり保育 事業や認可外保育施設等を利用した方については、 支払った利用料を『償還払い』により、一定額まで 支給します。

請 求 時 期 (利用期間 * 4)	請求受付期間
7月期	7月1日から
(4月から6月利用分)	7月31日まで
10月期 (7月から9月利用分)	10月1日から 10月31日まで
1月期	1月1日から
(10月から12月利用分)	1月31日まで
4月期	4月1日から
(1月から3月利用分)	4月30日まで

利用期間は目安です。 利用から2年以内の利用月分は請求可能です。

【 請求に必要な書類 】

- 『施設等利用費請求書』 (流山市様式) (1)
- (2) 施設から発行される

『特定子ども・子育て支援提供証明書・領収書』

- (3)振込先がわかるもの(通帳のコピー等)
- 【請求書の提出方法について】

利用している施設で取りまとめを行っている場合 があります。

施設において取りまとめを行わない場合は、上記、 申請受付期間内に、流山市保育課まで直接ご提出く ださい。

> 施設等利用費の請求について 市のホームページをチェック!

・施設等利用費の請求

ページID 1039575







お問い合わせ

流山市役所 保育課

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

TEL: 04-7150-6124